

自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針状況確認シート

【見直しの方向性】 1：条文に従いこれまでどおり取組んでいく、 2：条文に従い新たな取り組みを検討する、 3：条文を改正する、 4：その他										
章	見出し	条	項	号	条文	取組の方向性	取組事項	見直しの方向性	期間中の取組状況	課題、問題点
前文					白岡市では、美しい自然環境のもと、先人たちにより数々の歴史や文化が築かれ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきた。私たちは、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ責務がある。白岡市では、地方自治の発展を目指し、広く市民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に市民、議会、行政が協働して取り組んでいる。私たちは、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していく必要がある。そして、市民主体の自治を推進するため、市政における市民の参画と協働の原則を定め、市民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を担うことにより、安全安心で暮らしやすい地域社会を実現していかなければならない。					
第1章 総則（第1条―第3条）										
	（目的）	1			この条例は、白岡市における自治の理念を定めるとともに、市政に関する市民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を明らかにすることにより、安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。					
	（定義）	2	1		この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。					
			1		市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で事業を営むもの又は活動するものをいう。					
			2		行政 市長その他の執行機関をいう。					
			3		まちづくり 市民、議会及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいう。					
			4		協働 市民、議会及び行政が、それぞれの役割及び責任を担い、信頼及び合意の基に連携し、及び協力することをいう					
			5		地域自治組織 地域単位で活動している組織、ボランティア団体その他の市内で自治的な活動をしている組織をいう。					
	（理念）	3			市民、議会及び行政は、白岡市の自然環境、文化及び伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会を、自らの意思及び責任において協働して実現することを目指すものとする。					
第2章 市民（第4条・第5条）										
	（市民の権利）	4	1		市民は、まちづくりに参画する権利を有する。	市民は、まちづくりに参画する権利を有していますが、その権利を行使していかなければ自治基本条例の理念は実現されません。市民自身が意識的にまちづくりに関わっていく必要があります。	○ 市民の自治基本条例についての理解度等の把握（担当課：地域振興課）	1	○自治基本条例市民アンケートの実施 市民の自治基本条例の認知度などを確認し、市が自治基本条例の理念に基づき、「参画」と「協働」のまちづくりを推進していくための基礎資料とすることを目的として実施した。 1 対象者 市内在住の16歳以上の方2,000人 2 方法 無作為抽出による郵送アンケート 3 回答状況 (1) 平成28年度 回答者582人（回答率29.1%） (2) 平成30年度 回答者538人（回答率26.9%）	今回の検証（4年に1回）に向けて、今後も継続してアンケート調査を行うが、その際の設問については、基礎資料となるよう慎重に検討する必要がある。
			2		市民は、議会及び行政の保有する情報を知る権利を有する。					
			3		市民は、まちづくりに関し、自ら考え主体的に行動するために必要な事項を学習する権利を有する。					
	（市民の責務）	5	1		市民は、まちづくりに主体的に参画するよう努めるものとする。					
			2		市民は、まちづくりに参画するときは、互いに意見を尊重し合い、責任ある行動をするものとする。					

自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針状況確認シート

【見直しの方向性】 1：条文に従いこれまでどおり取組んでいく、 2：条文に従い新たな取り組みを検討する、 3：条文を改正する、 4：その他															
章	見出し	条	項	号	条文	取組の方向性	取組事項	見直しの方向性	期間中の取組状況	課題、問題点					
第3章 議会（第6条・第7条）															
	（議会の責務）	6	1		議会は、白岡市の意思決定機関として、この条例の理念にのっとり、住民福祉の向上を目指し、政策の提言及び条例の立案に努めるものとする。	これまで、開かれた議会運営とするため、議会だよりの発行やインターネット録画中継などに取り組んできました。こうした取組を継続しながら、さらに開かれた議会とするための方策を検討します。	○ 議会改革・活性化等に向けた検討（担当課：議会総務課） ○ 政策提言、条例の立案（担当課：議会総務課） ○ 議会だよりの発行、インターネット録画中継（担当課：議会総務課） ○ 議場コンサートの開催（担当課：議会総務課）								
			2		議会は、市民の意思を的確に反映した行政運営が行われているか、行政の監視に努めるものとする。										
			3		議会は、市民に対し、審議経過及び結果を分かりやすく情報提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。										
	（議員の責務）	7	1		議員は、市民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。										
			2		議員は、市民に対し、自らの議員活動の情報提供に努めるものとする。										
第4章 行政（第8条―第14条）															
	（行政の責務）	8	1		行政は、市民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。	市民の信頼にこたえるため、市民ニーズを的確に把握するとともに、透明性を確保しながら参画と協働のまちづくりの推進に努めます。	○ 第5次総合振興計画の後期計画の策定（担当課：企画政策課） ○ 総合振興計画実施計画の策定及び行政評価の実施（担当課：企画政策課） ○ 行財政改革推進大綱の推進（担当課：企画政策課）	1	○ 第5次総合振興計画の後期計画の策定 基本構想に掲げる将来像の実現を図るため、第5次白岡市総合振興計画基本構想の見直し及び後期基本計画の策定を行った。 ○ 総合振興計画実施計画の策定及び行政評価の実施 自治基本条例の理念を反映した総合振興計画を適切に進捗管理するため、毎年度、計画を策定している。 また、行政評価については、行政経営の透明性の確保と効果的で効率的なより良い行政運営を図るため、平成30年度から新たな行政評価制度を実施している。 ○ 行財政改革推進大綱の推進 行財政改革推進大綱に基づき、休日開庁の実施、人事評価制度や学童保育所に指定管理者制度の導入を行った。	第6次総合振興計画基本構想の策定に向け、第5次総合振興計画後期基本計画の検証を行う必要がある。 また、まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合を図る必要がある。					
			2		行政は、市民の意向を的確に把握し、市民のニーズにこたえた行政運営を行い、住民福祉の向上に努めるものとする。										
			3		行政は、透明で開かれた市民主体の行政運営に努めるものとする。										
	（市長の責務）	9	1		市長は、市政に関する基本方針を定め、誠実に取り組むとともに、その結果を市民に公表するよう努めるものとする。		○ 市長施政方針の公表（担当課：秘書広報課） ○ 市長への手紙制度（担当課：秘書広報課） ○ 市民と市長との対話集会（担当課：秘書広報課） ○ 職員出前講座（担当課：秘書広報課） ○ 市長交際費の公開（担当課：秘書広報課）	1	○市長施政方針について、毎年、市公式ホームページにおいて、市政運営に関する基本的考え方を公開した。 また、取組について、事業ごとに結果や進捗を広報しらおかや市公式ホームページにおいて適宜公表した。 ○市長への手紙制度や市民と市長との対話集会により、市民から建設的な提言をいただき市政に反映した。また、職員出前講座の実施により、市の事業などについて市民に対し直接説明し、市政運営の理解向上に努めた。 件数（取組期間内累計） 市長への手紙制度：173件 市民と市長の対話集会：2件 職員出前講座：119件 ○市長交際費について、月ごとに一覧表にまとめ、2年分を市公式ホームページにおいて公開した。	○現在は、事業ごとに取組完了や進捗を報告しているが、よりわかりやすい公表方法の検討が必要である。 ○市長への手紙制度、市民と市民の対話集会、職員出前講座は、1年を通じて募集しており、毎年広報紙等で周知を行っている。市民による各制度の更なる活用を目指して広報に努める。					
			2		市長は、白岡市の統轄代表者として職員を適正に指揮監督し、公平かつ公正に職務を執行しなければならない。										
			3		市長は、中長期的な展望に立ち、限りある財源を効率的に活用し、健全な財政運営に努めなければならない。										
	（職員の責務）	10			職員は、全体の奉仕者であるとともに、自らが市民であることを自覚し、まちづくりに必要な能力の開発及び向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。	職員は、行政を日常的に執行する立場に加え、まちづくりに関わる市民としての視点を持ち、政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮するよう努めます。	○ 自治基本条例及び参画と協働に関する職員研修の実施（担当課：地域振興課）	1	○自治基本条例及び参画と協働に関する職員研修 自治基本条例の理念浸透を図るとともに参画と協働のまちづくりを更に推進するため、職員を対象として研修を実施した。 開催回数 2回（平成29年度から実施）	今後も研修を通して、自治基本条例や参画と協働についての意識を高めていくことで、参画と協働のまちづくりを日常的に行う事務事業に反映させていく必要がある。					

自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針状況確認シート

【見直しの方向性】 1：条文に従いこれまでどおり取組んでいく、 2：条文に従い新たな取り組みを検討する、 3：条文を改正する、 4：その他										
章	見出し	条	項	号	条文	取組の方向性	取組事項	見直しの方向性	期間中の取組状況	課題、問題点
	(行政組織)	11			行政は、その補助組織を、市民にとって分かりやすく、効率的かつ機能的なものとし、社会情勢の変化に応じて、迅速に見直すよう努めるものとする。	行政組織は、市民のための仕事を行なう組織であるため、市民目線で分かりやすい組織とし、社会情勢の変化に応じて迅速な見直しに努めます。	○ 適時・適切な行政組織の見直し（担当課：企画政策課）	1	市民目線で分かりやすい組織とし、社会情勢の変化に応じて迅速な見直しに努め、行政組織を改編した。 ・平成28年度 課の1増1減など ・平成29年度 部付担当の設置など ・平成30年度 部の1増、課の3増など ・令和元年度 課の1増など	今後も社会情勢の変化に応じて、適時・適切な組織の見直しを図る必要がある。
	(危機管理体制)	12			行政は、災害等の緊急事態から市民の生命及び財産を守るため、総合的な危機管理体制の確立に努めなければならない。	「自助」「共助」「公助」の精神に基づいた災害に強いまちづくりの推進に努めます。	○ 地域防災計画の定期的な見直し（担当課：安心安全課） ○ 自主防災組織の支援（担当課：安心安全課） ○ 防犯パトロールの推進（担当課：安心安全課）	1	○国や県の動向を注視し、見直しの必要性を検討した。 ○自主防災組織による防災訓練の実施や防災資器材の購入等に対して支援を実施した。 ○防犯パトロールを行っている団体へ装備を提供し、表彰することで地域の防犯意識の高まりを促した。	「自助」「共助」「公助」の精神に基づいた災害に強いまちづくりのために、今後も継続して防災・防犯活動に対し、普及啓発、支援をしていくことで、意識向上を促していく必要がある。
	(国及び他の地方公共団体との連携等)	13			行政は、広域的な課題の解決又は行政運営の効率化を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。	多様化する行政ニーズに対応しながら効率的・効果的な行政運営を進めるため、広域的な行政サービスに向けた取組の推進に努めます。	○ 近隣市町との連携（担当課：企画政策課）	1	東部中央都市連絡協議会及び田園都市づくり協議会において、公共施設の相互利用を実施している。	多様化する行政ニーズに対応しながら効率的・効果的な行政運営を進めるため、広域的な行政サービスに向けた取組を検討していく必要がある。
	(行政手続)	14			行政は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正を確保するとともに透明性の向上に努めなければならない。	行政と市民との信頼関係構築のため、透明で公正な行政手続の確保に努めます。	○ 行政手続の透明性の向上（担当課：総務課）	1	各課においては行政手続条例に基づく審査基準・標準処理期間による行政手続を実施しているが、市民への周知が不十分である。	平成10年4月1日現在で「申請に対する処分の審査基準・標準処理期間」、「不利益処分の処分基準」の一覧を作成したが、データベース化を含めた更新をし、市民にわかりやすい周知方法を検討する必要がある。

自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針状況確認シート

章		見出し		条	項	号	条文	取組の方向性	取組事項	見直しの方向性	期間中の取組状況	課題、問題点
第 5 章 参画及び協働（第15条）												
	(参画及び協働)	15	1		市民、議会及び行政は、協働によるまちづくりを推進するものとする。	参画と協働のまちづくりが推進されるよう、市民参画手続や市民参画条例関連制度の適切な運用に努めます。	○ 市民参画条例関連制度の適切な運用（担当課：地域振興課） ○ 市民との協働により実施している事業の増加（担当課：庁内各課） ○ 参画と協働のまちづくり審議会における審議（担当課：地域振興課）	1	○ 市内全域において、市民による環境美化を目的とした清掃活動を実施した。 ・平成 2 8 年 5 月 2 9 日に、ごみゼロ・グリーン運動を実施し、9 , 5 7 4 名の参加があった。 ・平成 2 9 年 5 月 2 8 日に、ごみゼロ・グリーン運動を実施し、9 , 5 0 2 名の参加があった。 ・平成 3 0 年 5 月 2 7 日に、ごみゼロ・グリーン運動を実施し、9 , 4 2 8 名の参加があった。 ・環境美化活動の一環として、環境課へ申請した団体（個人も含む。）に対して、美化袋及び土のう袋を配布し、環境課が収集を行った。	環境美化を担う参加者（団体）数が、数値目標である 1 0 , 0 0 0 人を目前に伸び悩んでいる状況である。		
			2	行政は、まちづくりに関する市民の提案等の把握に努めるとともに、市民から提案等があったときは、当該提案等を尊重するものとする。								
			3	行政は、まちづくりの重要な計画等の策定又は改廃に当たり、市民の意見を聴くとともに、意見が提出されたときは、考え方を公表するものとする。								
			4	行政は、市民の意見を市政に反映させるため、幅広い市民の参画に努めるものとする。								
			5	前項に規定する市民の参画に関し必要な事項は、別に条例で定める。								
									1	○ 白岡まつりの開催（平成 3 0 年 8 月 4 日（土）） ・第 2 6 回白岡まつり 約 1 万 5 千人来場（例年並み）	今後も、白岡まつりの運営にかかわる各団体と協働し、事業の充実を図る。	
									1	○学校応援団の運営支援 地域の協力を得て市内の全ての小・中学校に設置されている学校応援団について、地域による組織的支援の充実を図った。 ○学校評議員の設置 家庭・学校・地域が連携協力して、児童生徒の実態や地域の実情に応じた特色ある学校づくりを推進した。 ○学校運営協議会の設置 学校と地域住民が力を合わせて「地域とともにある学校づくり」を推進するため、令和元年度から、まず菁莪小・中学校区に協議会を設置した。" " 「学校応援団」については、全ての小・中学校において組織率 1 0 0 %を維持できるよう、継続的な支援が必要である。 今後、「学校評議員」を発展的に「学校運営協議会」に移行し、全ての小・中学校への設置を図る方針である。	「学校応援団」については、全ての小・中学校において組織率 100%を維持できるよう、継続的な支援が必要である。 今後、「学校評議員」を発展的に「学校運営協議会」に移行し、全ての小・中学校への設置を図る方針である。	
									1	○柴山・大山地区農業集落排水処理施設維持管理事業（平成 2 9 年度より該当事業として回答） 柴山・大山地区農業集落排水処理施設の適切な維持管理を図るため、処理場敷地内の除草作業や通知書等の発送(H31.4より実施していない)、処理場の異常通報等を実施。協働相手は、柴山地区農業集落排水処理施設維持管理組合及び大山地区農業集落排水処理施設維持管理組合。	特になし。	
									1	○白岡中学校周辺区域における土地利用の検討 白岡中学校周辺区域の都市的土地利用を推進するため、関係権利者で構成される白岡中学校周辺区域土地利用協議会、市及び事業化検討パートナーである東日本総合計画株式会社の三者間において協定を締結し、取組を進めている。 ○市民アンケートの実施 市民ニーズを把握するため、市民アンケートを実施。	関係権利者及びその他市民の利害調整	
									1	○事業等なし	○継続して行う事業はないが、条例の改正等が生じた場合に、市民の意見を聴く必要がある。	

自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針状況確認シート

【見直しの方向性】 1：条文に従いこれまでどおり取組んでいく、 2：条文に従い新たな取り組みを検討する、 3：条文を改正する、 4：その他						
章	見出し	条	項	号	条文	取組の方向性
					取組事項	見直しの方向性
					期間中の取組状況	課題、問題点
					1	○市民との協働により、議場コンサートを実施した。 平成28年度 1回 平成29年度 1回 ともに、議場は満席となり、今後も事業の継続を望む市民の声が後を絶たない。
					1	○ボランティア等との協働による生涯学習事業を実施した。 ・生涯学習推進事業 ベアーズアカデミー（講師） ・ウィークエンドいきいき体験活動事業 田んぼの学校（講師・協力者） 自然ふれあい体験教室（中学生・高校生） ・新成人祝賀事業（実行委員会） ・市民企画講座（公民館講座） ・公民館フェスティバル（公民館利用者の会主催） ・図書館ボランティアとの協働 図書館講座（おはなし会など） ブックスタート こもれびの森まつり（シルバー人材センター、社会福祉協議会と共催） など ○生涯学習における市の施策や施設の在り方について、市民の意見を反映させた。 ・社会教育委員会議 ・生涯学習施設建設検討委員会 ・生涯学習センター運営協議会 など
					1	○食育推進計画の策定に伴い平成28年度にアンケート調査を実施した。28年度に食育推進計画を策定した。 実施数：586名 実施対象事業等 乳幼児健診、母親学級、乳幼児健康相談・栄養相談、児童館利用者、健康まつり参加者 ○健康増進計画・食育推進計画策定に伴い平成30年度にアンケート調査を実施した。令和元年度に計画を策定中。 実施数：1,949名（回答数） 実施対象 一般調査、16～19歳調査、高校生調査、中学生調査、小学生調査

自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針状況確認シート

【見直しの方向性】 1：条文に従いこれまでどおり取組んでいく、 2：条文に従い新たな取り組みを検討する、 3：条文を改正する、 4：その他											
章	見出し	条	項	号	条文	取組の方向性	取組事項	見直しの方向性	期間中の取組状況	課題、問題点	
第 6 章 地域活動及び地域自治組織（第16条）											
	（地域活動及び地域自治組織）	16	1		市民は、各種の地域活動を通じて、地域の課題解決及び活性化に努めるものとする。	地域自治組織が、各地域におけるまちづくりのパートナーとなるよう、それぞれの活動の自主性を尊重しながら支援に努めます。	○ 集会所施設の管理などの支援（担当課：地域振興課）	1	○集会所施設の管理などの支援 地域の集会所に補助を実施し、地域活動を間接的に支援した。 4 年間の延べ補助額 20,540千円（今年度予定含む）		
			2		議会及び行政は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。		○ 協働のまちづくりモデル事業（担当課：地域振興課）		○協働のまちづくりモデル事業 協働のまちづくりのモデルとなる事業に対して補助金を交付し、協働の推進を図った。 3 年間の延べ採択事業数 1 2 事業 3 年間の延べ補助額 1,174,661円		
第 7 章 情報の公開、提供及び共有（第17条）											
	（情報の公開、提供及び共有）	17	1		議会及び行政は、市民に対し説明責任を果たし、市政への参画を促進するため、市政情報を公開するとともに、市民と情報の共有を図るため、市政情報の積極的な提供に努めるものとする。	市民の知る権利を保障するため、白岡市情報公開条例を適切に運用します。また、市政情報を積極的に提供し、市民との情報共有に努めます。	○ 情報公開条例の適切な運用（担当課：総務課）	1	情報公開条例に基づき、市政情報については公開の原則のもと適正に運用を行っている。また、1年に1度広報にて件数を報告することにより、市民の方に向け、情報公開制度の周知を行っている。	○より市民参加型の記事を増やし、多くの市民に市政運営に関心を持ってもらう必要がある。 また、必要な時期に適切な情報を発信し、多様化する行政ニーズに対応する。	
			2		地域自治組織は、組織運営の透明性を向上させ、その活動への参画を促進するため、活動情報の提供に努めるものとする。		○ 広報しらおか及び市ホームページによる市政情報の発信、定例記者会見の実施（担当課：秘書広報課）		○広報しらおか及び市公式ホームページにより市民に対し広く市政情報を提供し、市政運営に対する理解を求めた。また、定例記者会見を実施し、報道機関を通じて市政情報を広く発信した。 広報しらおか：月 1 回約 2 0 , 0 0 0 部発行 定例記者会見：年 4 回実施		
			3		議会、行政及び地域自治組織が、前 2 項に規定する情報の公開又は提供を行うときは、個人の権利利益を保護するため、個人情報適正に取り扱うものとする。						
第 8 章 次世代（第18条）									市公式ホームページ：月平均アクセス数約 4 3 , 0 0 0 件		
	（次世代）	18	1		市民、議会及び行政は、次世代を担うこどもが様々な学習及び経験を重ねて心豊かに成長し、個性及び能力を十分に発揮できるようまちづくりに努めるものとする。	こどもの成長を支援する取組に努めるとともに、将来の白岡市を担うこどもが、まちづくりに参画していくための取組を検討します。	○ こどもに対する自治基本条例等の制度説明（担当課：地域振興課）	1	○子どもに対する自治基本条例等の制度説明 開催回数 0 回（未実施）	自治基本条例等の制度説明をする機会を検討していくことで、将来の白岡市のまちづくりを担うこどものまちづくり参画につなげていく必要がある。	
			2		市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの主役となるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進するものとする。		○ 子ども・子育て支援事業計画の進捗管理（担当課：子育て支援課）				
第 9 章 住民投票（第19条）											
	（住民投票）	19	1		市長は、市政に関する重要事項について、市内に住所を有する者若しくは議会から請求があったとき又は住民の意思を確認する必要があると判断したときは、住民投票を実施するものとする。						
			2		前項の住民投票の実施を請求する場合の要件、投票することができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。						
第10章 検証等（第20条・第21条）											
	（検証）	20			市長は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例に規定する自治のあり方を、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。	市民参画や協働の取組状況など、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているか、また、自治基本条例自体が時代や社会情勢の変化に則したものとなっているか定期的に検証を行ないます。	○ 自治基本条例進行計画（仮称）策定及び適切な進捗管理（担当課：地域振興課）	1	○自治基本条例進行計画（仮称）策定及び適切な進捗管理 自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針を策定し、進捗管理を行った。	次回の検証（4 年に 1 回）に向け、必要に応じて取組の指針を見直し、今後も継続して進捗管理を行っていく必要がある。	
	（改正又は廃止）	21			議会及び市長は、この条例を改正し、又は廃止しようとするときは、この条例の理念を尊重して行うものとする。						

自治基本条例「自治のあり方」の検証に関する取組指針状況確認シート

【見直しの方向性】 1：条文に従いこれまでどおり取組んでいく、 2：条文に従い新たな取り組みを検討する、 3：条文を改正する、 4：その他										
章	見出し	条	項	号	条文	取組の方向性	取組事項	見直しの方向性	期間中の取組状況	課題、問題点
第11章	補則（第22条）									
	（委任）	22			この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。					
附則										